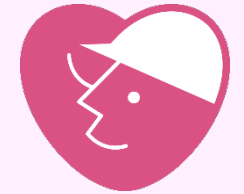
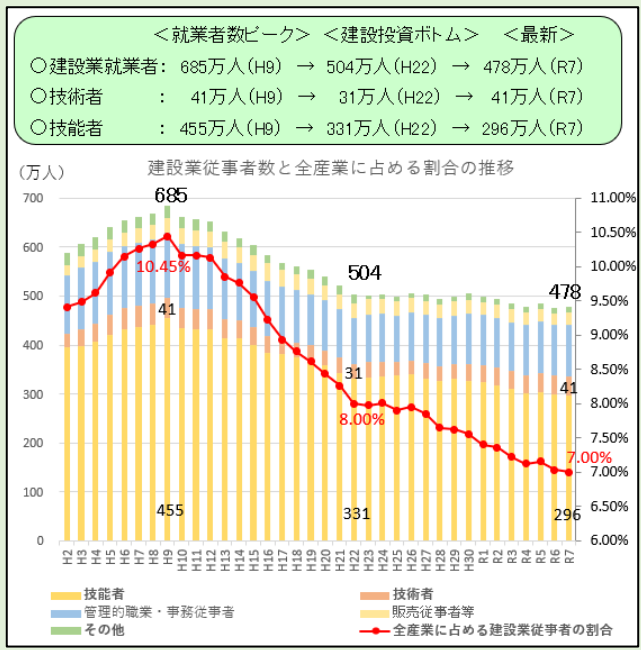


建設技能者を大切にせる企業の自主宣言 「（職人いきいき宣言）」とは

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより、就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることを目的としている。



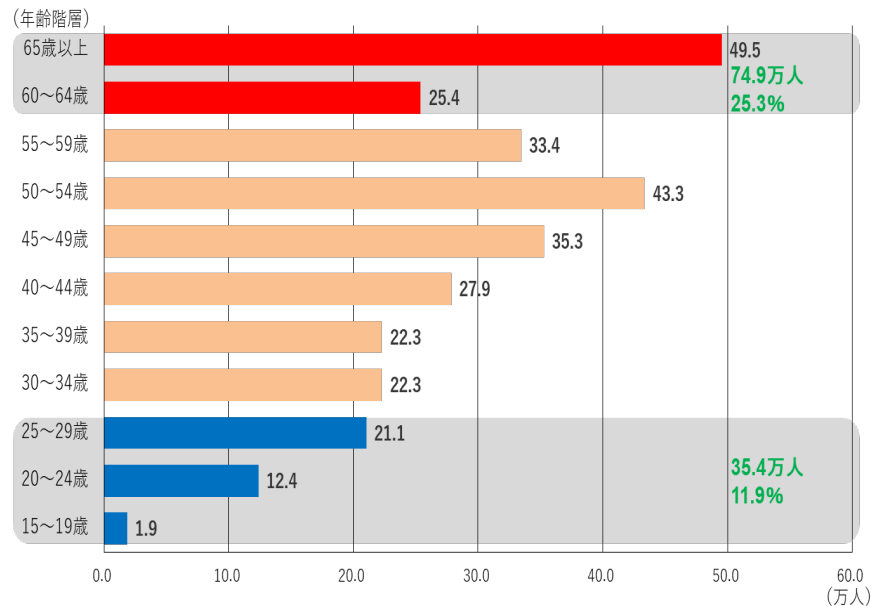
「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」制度背景



- 建設業は国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っている。一方、人口減少や厳しい就労条件を背景として就業者の減少、特に技能者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう取組を強化することが急務となっている。
- こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、令和6年7月に「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」を策定し、改正建設業法に基づく取組と**CCUSを活用した取組を一体**として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、**処遇改善に取り組む企業が評価**され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にせる企業の自主宣言**」が創設された。

建設業界の抱える問題点

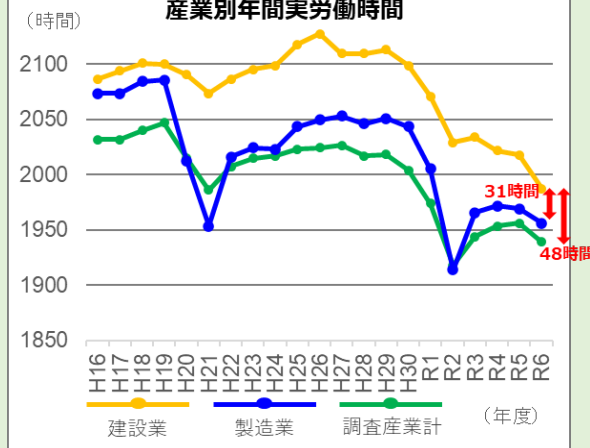
建設技能者の高齢化 年齢階層別の建設技能者数



出典: 総務省「労働力調査」(令和7年平均)

- 建設技能者の高齢層が将来退職することにより、建設技能者が不足し、国民生活や社会経済活動を支える活動ができなくなる可能性。
- 他産業より長い労働時間や休日が取れていない現状。

他産業より長い実労働時間 産業別年間実労働時間



4週8休(週休2日)を確保できない労働環境 建設業における平均的な休日の取得状況



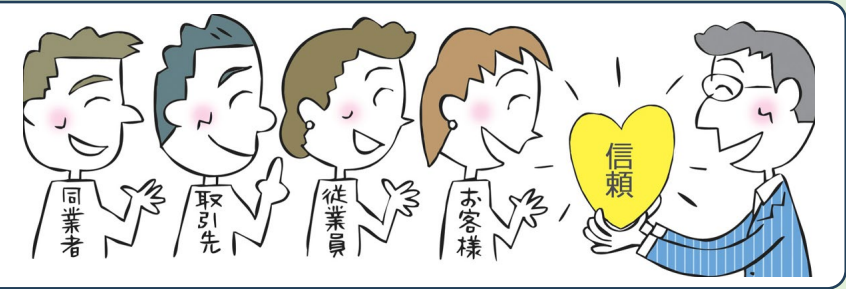
「4週6休程度」が最多

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年8月6日公表)

「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言」に参加することの効果

技能者を大切にしている企業の取組を可視化し、その評価を向上させる。

- 建設技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、**就業者に選ばれる。**
- 事業活動に必要な就業者を**安定的に確保できる。**
- 発注者からエンドユーザーに至るまで**サプライチェーンの中で適切に評価される。**



「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言」への申請する前に①

フェーズ01 「自主宣言」の手続きの流れ

前提

宣言する立場の選択

必須項目検討

任意項目検討

取組開始日の検討

申請

ホームページ公表

- 自主宣言は、代表者の名前で宣言するものであること。
- 登録後は企業名、代表者名を含む宣言文がポータルサイトに公開されること。
- 「必須項目」を遵守できること及び「注意事項のうち申請を行えない者」に該当していないこと。
- 登録後は企業名、代表者名を含む宣言文がポータルサイトに公開されることを会社として確認。

- 自主宣言は「元請事業者」・「下請事業者」・「発注者」のいずれかの立場で宣言するか選択。
※重複して宣言することはできません。

- 必須項目の宣言内容を検討（フェーズ02参照）

- 任意項目の宣言内容を検討（フェーズ03参照）

- 宣言内容すべての取組が開始する取組開始日を検討（フェーズ04参照）
※自主宣言は将来実施予定の内容を宣言することも可能ですが、取組開始日（申請時に設定する1年以内の日）までにすべての取組が開始されている必要があります。

▶申請URLは以下です。
https://jishusengen.mlit.go.jp/applyf_sd.html

- 宣言企業として、国交省ホームページに公表。
▶公表サイトURLは以下です。
<https://jishusengen.mlit.go.jp/search.html>

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」への申請する前に②

フェーズ02 「自主宣言」必須項目の検討（賛同可能か）

下記の「自主行動宣言」の必須項目に会社として賛同表明できるか次ページ以降（元請事業者P5～6、下請事業者P7、発注者P8）を元に宣言内容の検討をお願いします。

ア) 労務費確保・賃金支払い等のための取組

<元請事業者・下請事業者>

- ・ 自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書の作成する。
- ・ 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
- ・ 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと
- ・ 担い手の育成に取り組むこと
- ・ 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること。

<発注者>

- ・ 元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること

イ) CCUSの活用

<元請事業者>

以下の①～③から、自社で取り組む内容を選択する（①又は②は必須。③は技能者を雇用している場合は必須。）。

- ① 全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。
- ② CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組むこと。
- ③ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

<下請事業者>

- ・ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

ウ) 宣言企業との取引優先

<元請事業者・下請事業者・発注者>

- ・ 取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

※上記各項目について、事業者として行う事項を選択肢をチェックいただくか又は、自由記載等をして賛同表明を実施。

- 必須項目については、各項目のうち複数選択可の項目については、推奨項目を例示（自由入力以外の選択肢）しております。これから取組を行われる方等は、この事項に該当項目としては充足しますので、取組事項の参考としてください。
- なお、当該参考項目以外にも自由入力欄がある箇所は独自の取組を記載いただいて構いません。ただし、各項目の取組主旨と異なると判断された場合は申請が認められない可能性があります。

元請事業者①

〔1. 労務費確保・資金支払い等のための取組〕		
宣言項目	宣言内容	注意書き
1：自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。 必須回答	<input type="checkbox"/> ①自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。	
2：下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①見積書に根拠なき値引きを行わない社内通知を徹底する。 <input type="checkbox"/> ②見積書を変更する場合は社内承認を実施する。 <input type="checkbox"/> ③自由入力(120文字まで)	
3：技能者の適切な処遇を確保するための取組を行う。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①自社の技能者へCCUSレベル別年取を技能者に支払う。 <input type="checkbox"/> ②自社の技能者へCCUSレベルを考慮し技能者に賃金を支払う。 <input type="checkbox"/> ③自社の技能者へCCUSレベルを考慮し技能者の昇格を行う。 <input type="checkbox"/> ④自社の技能者へCCUSレベルを考慮し技能者に手当を支払う。 <input type="checkbox"/> ⑤自社技能者の月給制制度を導入する。 <input type="checkbox"/> ⑥自社技能者の週休二日制を導入する。 <input type="checkbox"/> ⑦自社技能者の長期夏季休暇の制度を導入する。 <input type="checkbox"/> ⑧工事現場毎に適した熱中症対策を導入する。 <input type="checkbox"/> ⑨工事現場毎に適した快適トイレを導入する。 <input type="checkbox"/> ⑩工事現場の土日閉所を実施する。 <input type="checkbox"/> ⑪自由入力(120文字まで)	①～②は取組開始までに社内規定があること。 ①～④は取組開始までに支払い・昇格の実績は必要ではない。 ⑧熱中症対策としては1を実施の上、以下2～5のいずれかを実施していること。 1. 暑さ指数（WBGT 値）の計測と周知 2. 暑さ指数軽減対策をしていること（大型扇風機やドライミスト、遮光ネット等を使用） 3. 冷房付き休憩所を設置 4. 水分・塩分が常時摂取できる体制構築 5. 空調機付の作業服等の体温を下げる機能を含んだ作業服を支給 https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000409.html ⑩快適トイレ認定マークを取得しているトイレを導入していること。 なお、レンタルでの導入も可とする。 ☆1、2いずれも可 快適トイレ認定マークは以下参照 https://www.toilet.or.jp/projects/projects_kaitekitoilet/

宣言項目	宣言内容	注意書き
4：担い手の育成取組を行う。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①自社の担い手：資格取得のための資金の補助等を実施する。 <input type="checkbox"/> ②自社の担い手：安全衛生等現場に係る注意に関する研修会等の定期的実施する。 <input type="checkbox"/> ③下請事業者の担い手：資格取得のための資金の補助を実施する。 <input type="checkbox"/> ④下請事業者の担い手：CCUSレベルを考慮し、下請との契約とは別に手当を支給する。 <input type="checkbox"/> ⑤下請事業者の担い手：安全衛生等現場に係る注意に関する研修会等の定期的実施する。 <input type="checkbox"/> ⑥自由入力(120文字まで)	③自社が直接下請けの担い手の補助をせず、団体経由で実施している場合も可とする。
5：国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。 必須回答	<input type="checkbox"/> ①国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。	

元請事業者②

(2. 建設キャリアアップシステムの活用)		
宣言項目	宣言内容	注意書き
6：CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組む。 1つ以上必須回答 ①～③は重複選択不可 ④と①～③のいずれかは重複選択可	<input type="checkbox"/> ①元請として受注した工事現場に就業履歴を蓄積できる機器を設置し、設置等した現場において、少なくとも履歴蓄積を1件以上行う。	次項目を選択した場合は、この項目は選択不可
	<input type="checkbox"/> ②元請として受注した工事現場に就業履歴を蓄積できる機器を設置し、設置した現場において、自社の技能者等は少なくとも履歴蓄積を行う。	
	<input type="checkbox"/> ③元請として受注した工事現場に就業履歴を蓄積できる機器を設置し、自社の技能者は少なくとも履歴蓄積を行い、設置した現場において、下請事業者にも朝礼等の機会を通じ履歴蓄積を促す。	
	<input type="checkbox"/> ④自由入力(120文字まで) <div style="border: 1px solid gray; height: 100px; width: 100%;"></div>	
7：全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組む。 1つ以上必須回答 ①～②は重複選択不可 ③と①～②のいずれかは重複選択可	<input type="checkbox"/> ①元請として受注した全ての工事現場において就業履歴を蓄積できる機器等を設置し、工事現場において履歴蓄積を行うよう現場代理人等から技能者へ声掛けを実施する。	前項目を選択した場合は、この項目は選択不可 少額工事及び災害工事を含む。
	<input type="checkbox"/> ②元請として受注した全ての工事現場において就業履歴を蓄積できる機器等を設置し、工事現場において履歴蓄積を行うよう現場代理人等から技能者へ声掛けを実施するとともに、CCUS未加入の下請け事業者や技能者への加入促進を促す。	
	<input type="checkbox"/> ③自由入力(120文字まで) <div style="border: 1px solid gray; height: 100px; width: 100%;"></div>	
8：雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行う。 条件必須項目 ※技能者を雇用している場合は必須 ※直接雇用している技能者がいない場合は選択(チェック)不要	<input type="checkbox"/> ①雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行う。	採用後半年以内及び申請中の技能者は詳細型登録が完了していかまわらない。

(3. 宣言企業との取引優先)		
宣言項目	宣言内容	注意書き
9：取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①2社以上見積を取得し、条件が同じであった場合は、自主宣言を行っている社を選定する通知や取引先選定規程に記載等を行う。	
	<input type="checkbox"/> ②自社内の取引先選定規程に自主宣言を行っている企業を選定条件項目の一つとして記載する。	
	<input type="checkbox"/> ③自由入力(120文字まで) <div style="border: 1px solid gray; height: 100px; width: 100%;"></div>	

下請事業者①

(1. 労務費確保・賃金支払い等のための取組)		
宣言項目	宣言内容	注意書き
1: 自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。 必須回答	<input type="checkbox"/> ①自社様式の見積書については、労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成する。	
2: 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ②下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書について根拠なく値引きを行わない取り扱いを社内に通知し徹底する。	
	<input type="checkbox"/> ③下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の労務費・材料費等の箇所を変更する場合は社内稟議を実施した上で行う。	
	<input type="checkbox"/> ④自由入力(120文字まで)	
3: 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行う。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①自社の技能者へCCUSレベル別年収を技能者に支払う。	①～②は取組開始までに社内規定があること。 ①～④は取組開始までに支払い・昇格の実績は必要ではない。 ⑧熱中症対策としては1を実施の上、以下2～5のいずれかを実施していること。 1. 暑さ指数 (WBGT 値) の計測と周知 2. 暑さ指数軽減対策をしていること (大型扇風機やドライミスト、遮光ネット等を使用) 3. 冷房付き休憩所を設置 4. 水分・塩分が常時摂取できる体制構築 5. 空調機付の作業服等の体温を下げる機能を含んだ作業服を支給 https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000409.html ⑨快適トイレ認定マークを取得しているトイレを導入していること。 なお、レンタルでの導入も可とする。 ☆1、2いずれも可 快適トイレ認定マークは以下参照 https://www.toilet.or.jp/projects/projects_kaitekitoilet/
	<input type="checkbox"/> ②自社の技能者へCCUSレベルを考慮し技能者に賃金を支払う。	
	<input type="checkbox"/> ③自社の技能者へCCUSレベルを考慮し技能者の昇格を行う。	
	<input type="checkbox"/> ④自社の技能者へCCUSレベルを考慮し技能者に手当を支払う。	
	<input type="checkbox"/> ⑤自社技能者の月給制を導入する。	
	<input type="checkbox"/> ⑥自社技能者の週休二日制を導入する。	
	<input type="checkbox"/> ⑦自社技能者の長期夏季休暇の制度を導入する。	
	<input type="checkbox"/> ⑧工事現場毎に適した熱中症対策を導入する。	
	<input type="checkbox"/> ⑨工事現場毎に適した快適トイレを導入する。	
	<input type="checkbox"/> ⑩工事現場の土日閉所を実施する。	
	<input type="checkbox"/> ⑪自由入力(120文字まで)	

4: 担い手の育成取組を行う。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①自社の担い手に対する取組として、資格取得のための資金の補助等を実施する。	
	<input type="checkbox"/> ②自社の担い手に対する取組として、安全衛生等現場に係る注意に関する研修会等の実施を定期的 (1年に1回以上) に行っている。	
	<input type="checkbox"/> ③下請事業者の担い手に対する取組として、下請けに対して資格取得のための資金の補助等を実施する。	
	<input type="checkbox"/> ④下請事業者の担い手に対する取組として、CCUSレベルを考慮し、下請との契約とは別に手当を支給する。	
	<input type="checkbox"/> ⑤下請事業者の担い手に対する取組として、安全衛生等現場に係る注意に関する研修会等の実施を定期的 (1年に1回以上) に行っている。	
	<input type="checkbox"/> ⑥自由入力(120文字まで)	
5: 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るために行う調査に協力する。 必須回答	<input type="checkbox"/> ①国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るために行う調査に協力する。	
(2. 建設キャリアアップシステムの活用)		
宣言項目	宣言内容	注意書き
6: 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行う。 必須回答	<input type="checkbox"/> ①雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行う。	採用後半年以内及び申請中の技能者は詳細型登録が完了していません。
(3. 宣言企業との取引優先)		
宣言項目	宣言内容	注意書き
7: 取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①取引先選定において、2社以上見積を取得し、条件が同じであった場合は、自主宣言を行っている社を選定する通知や取引先選定規程に記載等を行う。	
	<input type="checkbox"/> ②自社内の取引先選定規程に自主宣言を行っている企業を選定条件項目の一つとして記載する。	
	<input type="checkbox"/> ③自由入力(120文字まで)	

発注者①

(1. 労務費確保・賃金支払い等のための取組)		
宣言項目	宣言内容	注意書き
1：元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重する。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書を根拠なく値引きを行わない取り扱いを社内に通知し徹底する。	
	<input type="checkbox"/> ②元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の労務費・材料費等の箇所を変更する場合は社内協議を実施した上で行う。	
	<input type="checkbox"/> ③自由入力(120文字まで) <div style="border: 1px solid #ccc; height: 100px; width: 100%;"></div>	
(2. 宣言企業との取引優先)		
宣言項目	宣言内容	注意書き
2：取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮する。 1つ以上必須回答 複数選択可	<input type="checkbox"/> ①取引先選定において、2社以上見積を取得し、条件が同じであった場合は、自主宣言を行っている社を選定する通知や取引先選定規程に記載等を行う。	
	<input type="checkbox"/> ②自社内の取引先選定規程に自主宣言を行っている企業を選定条件項目の一つとして記載する。	
	<input type="checkbox"/> ③自由入力(120文字まで) <div style="border: 1px solid #ccc; height: 100px; width: 100%;"></div>	

「建設技能者を大切にしている企業の自主宣言」への申請する前に③

フェーズ03 「自主宣言」任意項目の検討

必須項目以外に処遇改善にさらに取り組む項目を検討ください。
なお、必須項目に記載した内容の重複登録は不要です。
(ただし、**この項目は無記載であっても自主宣言は申請できます。**)

必須項目以外に処遇改善に資する取組のうち記載したい事項について、最大5項目記載することが可能です。

下記ア～ケについて、各事業者が取組を自由に記載できます。

- ア) 処遇改善
- イ) 適正な請負契約
- ウ) スキルアップ
- エ) 労働安全衛生
- オ) 生産性向上
- カ) 戦略的広報・若者育成
- キ) 女性活躍
- ク) 外国人活躍
- ケ) その他

元請事業者・下請事業者・発注者

その他（任意回答）		
	選択項目	自由入力（取組内容）
その他 任意入力	<input type="text"/>	
	<input type="text"/>	
	<input type="text"/>	
	<input type="text"/>	
	<input type="text"/>	



- ①プルダウンをすると参考項目が表示されます。そこから項目を選択する。（参考項目一覧は次ページ）
- ②上記①に該当する項目がない場合は「その他」を選択すると自由入力が可能となります。

元請事業者・下請事業者・発注者

項目	具体的な取組内容
ア) 処遇改善	男性の育児休業など育児支援の充実を図ること
	長時間労働を是正すること
	一人親方の処遇改善を図ること
	自由入力(120文字迄)
イ) 適正な請負契約	働き方改革の観点から適正な工期を設定すること
	自由入力(120文字迄)
ウ) スキルアップ	就業者一人ひとりのキャリアアッププランを策定すること
	自由入力(120文字迄)
エ) 労働安全衛生	安全確保のため必要な装備品等を支給すること
	自由入力(120文字迄)
オ) 生産性向上	事務作業におけるICT化を推進すること
	現場作業におけるICT化を推進すること
	自由入力(120文字迄)
カ) 戦略的広報・若者育成	採用イベント（現場見学会、インターンシップ等）を実施すること
	入職者の拡大を図るため、中高生向けイベントを実施すること
	自由入力(120文字迄)
キ) 女性活躍	自由入力(120文字迄)
ク) 外国人材育成	外国人就労者のため地域社会との共生、異文化理解の促進に努めること
	外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと
	自由入力(120文字迄)
ケ) その他	自由入力(120文字迄)

フェーズ4 「自主宣言」取組開始日の設定について

- 自主宣言は将来実施予定の内容を宣言することも可能です。
- その場合は、**宣言する取組の中で開始が最も遅い日を取組開始日として設定ください。**
- なお、申請日（＝宣言日）より1年以上先の設定はできません。

元請事業者・下請事業者・発注者

<p>取組開始日 必須入力</p> <p>※各取組の中で開始が最も遅い日を記載</p> <p>※取組開始日については、申請日から1年以内で設定ください。</p>	
--	--



申請内容・取組開始日、注意事項を確認したうえで、申請してください。

注意事項

- ・自主宣言は、代表者の名前で宣言するものであること、また、登録後は企業名、代表者名を含む宣言文がポータルサイトに公開されます。
 - ※建設業許可業者の場合、企業名、代表者名は建設業許可情報から取得します。
- ・自主宣言は、元請事業者・下請事業者・発注者の立場で宣言することができますが、重複して宣言することはできません。
 - なお、元請事業者・下請事業者いずれの立場の宣言においても経営事項審査では加対象の予定です。
- ・自主宣言を行うにあたり、すべての取組が開始されていない場合でも宣言は可能です。ただし、取組開始日（申請時に設定する1年以内の日）までにすべての取組が開始されている必要があります。
 - ※自主宣言の申請した日を「宣言日」とし、各取組の中で開始が最も遅い日を「取組開始日」とします。
 - ※取組開始日までに、取り組みが実施できていなかった場合は、取り下げをしてください。取り下げを行わない場合、再度の申請が1年間できなくなる場合があります。
 - ※申請時点で、取り組みがすべて行われているのであれば、「宣言日」と「取組開始日」は同一で構いません。
- ・シンボルマークの使用は取組開始日以降に使用可能です。
- ・自主宣言の有効期間は、申請日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末までとなります。
- ・事業規模や建設業許可の有無にかかわらず、以下の要件を満たす場合に申請が可能です。
 - ・役員に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)がないこと。
 - ・暴力団員等が企業の事業活動を支配していないこと。
 - ・建設業法に基づく指示処分以上の行政処分が行われた日から1年以上を経過していること。
 - ・宣言の掲載が取消された場合にあっては、取り消された日から1年を経過していること。
- ・宣言の内容について疑義が生じた場合には、事務局からの問い合わせに速やかかつ誠実に回答いただけます。
 - 疑義が払拭されない場合や報告がなされない場合には、宣言を取り消すことがあります。また、虚偽その他悪質な疑義が判明した場合には、必要に応じて捜査機関等の関係機関へ情報を提供することがあります。